

令和2年度森林環境譲与税の使途公表（門川町）

平成31年4月に森林経営管理法が施行され、財源となる森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、本町においても、令和元年度より国から森林環境譲与税が譲与されています。

森林環境譲与税は法令で使途が定められており、市町村及び都道府県は森林環境譲与税の使途を公表しなければならないとされています。

【参考】森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 第34条第3項

市町村及び都道府県の長は、地方自治法第233条第3項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

令和2年度（2020）活用実績

事業名等	内容	金額
林地台帳整備事業	意向調査に活用する林地台帳システムのデータ更新の業務を委託した。	330,000 円
森林整備事業	町森林経営管理事業対象森林の除間伐を実施した。	179,520 円
森林災害保険	町森林経営管理事業対象森林の除間伐を実施した箇所の森林災害保険加入。	19,684 円
労働環境改善支援事業	本町での林業離れの要因となっている、植栽後1～6年目の下刈作業に従事した者に対して、労働環境改善支援金として助成を行った。	4,514,000 円
就労条件整備事業	耳川広域森林組合門川事業所森林作業班員に対する社会保険等の一部を助成した。	1,968,000 円
林業労働安全衛生推進事業	耳川広域森林組合門川事業所森林作業班員に対する安全装備品の購入や安全衛生推進経費に対して助成を行った。	501,440 円
需用費	事務用品等を購入した。	8,760 円
門川町森林環境譲与税基金	令和3年度に実施する、森林経営管理制度森林整備事業実施のために基金積立。	8,632,596 円
合計		16,154,000 円